

令和元年度  
草加市プレミアム付商品券  
取扱店募集要項



2019.6.17

## ◆事業の趣旨

草加市は、消費税・地方消費税の引き上げに伴う家計に与える影響を緩和するとともに、市内における消費を喚起・下支えするため、プレミアム付商品券を発行します。これに伴い、商品券の取扱店を募集します。

## I. プレミアム付商品券について

### 1) 事業概要

|                |   |
|----------------|---|
| 名称             | 令和元年度草加市プレミアム付商品券   |
| 発行予定総額         | 10億7,092万5千円  |
| 発行予定数          | 214,185冊  |
| 額面             | 1冊 5,000円   |
| 販売価格           | 1冊 4,000円   |
| 発行券の券種         | 500円券10枚を1冊とする。   |
| 商品券販売期間        | 令和元年(2019年)9月28日～令和2年(2020年)2月28日   |
| 商品券使用期間        | 令和元年(2019年)10月1日～令和2年(2020年)3月15日   |
| 購入対象者          | 対象① 平成31年度住民税非課税者<br>※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く<br>対象② 平成28年4月2日以降令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主 |
| 推定対象者数<br>(最大) | 対象① 36,300人<br>対象② 6,537人   |

### 2) 商品券取扱い遵守事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券面額以下の利用の場合であってもお釣りはお渡ししないで下さい。
- 不足分は現金等で受け取って下さい。
- 商品返品の際の返金はできません。
- 綴りから切り離された商品券は原則使用できません。
- 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ商品券利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。
- 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合は、

あらかじめ商品券利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。

- 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（草加市）は責を負いません。  
※商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
- 商品券の交換又は売買はできません。

### 3) 商品券の利用対象にならないもの

- 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもの
- その他、各取扱店が指定するもの
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

## II. 取扱店の募集概要

### 1) 応募資格

- 届出住所が草加市内であり、かつ市内に事業所・店舗等を有する者。
- 上記に該当し、草加市内の店舗等のみにおいて商品券の利用を制限出来る者。  
但し、次の事業者を除く。
  - ① 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者
  - ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
  - ③ 上記3. [商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う店舗等

- ④ 草加市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- ⑥ 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑦ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑧ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 2) 取扱店の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- ① 取扱店であることが明確になるよう、販売ツール（ポスター及びステッカー）を商品券利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
- ② 商品券利用者が利用される商品券について、受け取って問題ないかの確認をして下さい。なお、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。また、その旨JTB埼玉南支店(048-227-2503)に報告して下さい。確認用として配布する見本券は、商品券を取扱うすべての方に周知下さい。
- ③ 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券の半券（取扱店控え）を切り取ってください。店舗印は不要です。
- ④ 利用済の商品券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合にそなえ、確認のため、取扱店控え部分を、入金確認を完了するまで大切に保管して下さい。

※この控えがない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんので、ご注意下さい。なお、控え片がある場合でも、振り込み後、2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんので、ご了承下さい。

また、選定時の店舗名と換金時の店舗名が異なると換金できない場合がありますので、登録申請後に店舗の名称変更を予定する店舗はJTB埼玉南支店までお申し出ください。

- ⑤ 口座振込となります。振込手数料の負担はございません。
- ⑥ 商品券の交換及び売買は行わないで下さい。
- ⑦ 利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に利用された商品券のみ換金可能です。
- ⑧ プレミアム付商品券事業の運営にご協力ください。
- ⑨ 万が一「換金用伝票に記載された内容」と、「送付された利用済み商品券をOCR機で読み込んだ内容」に差異が生じた場合は、「OCR機読み内容」を正とし精算を実行します。その後疑義に応じお手元の（半券）取扱店控えにあるOCR番号等の確認を実施し、精算致します。

### 3) 申込から選定まで

#### ① 申込方法

取扱店登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、「令和元年度草加市プレミアム付商品券取扱店登録申請書」に必要事項を入力または記入し、「振込口座の分かる通帳のコピー」とあわせて下記の応募先へ電子メールまたはファックスにより提出し、申請するものとします。

また、複数の店舗等がある場合は、各店舗単位での申請が必要となります。なお、取扱店登録料は無料です。

#### ② 申込期間

2019年6月17日(月)～7月31日(水)

申込期間後の追加募集の情報については、ホームページにてお知らせします。

#### ③ 審査・登録

申請のあった事業者については、草加市の審査を経て取扱店として登録します。ただし、登録後であっても下記に該当する場合には、草加市の審査により登録を取り消すことがあります。

- 1. 申込み内容に虚偽・不備等があった場合
- 2. 市が登録を取り消すと判断した場合

#### ④ その他留意事項

- 1. 取扱店の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は「商品券の使えるお店」として、購入対象者向けの取扱店一覧表・ホームページなどに掲載します。
- 2. 取扱店向けのマニュアル・ステッカーを作成し、8月上旬以降に順次配布予定です。
- 3. 商品券の取扱い、換金の方法など詳細については、後日配布する取扱店向けマニュアルを参照してください。
- 4. この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の登録を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生等した際はご請求する場合があります。
- 5. この「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、草加市が

その都度対応を決定します。

6. 本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広報告知物・提出等については事前に承認が必要となります。
7. 社会、経済情勢の変化や法令変更等により、本募集要項の内容は変更される可能性があります。

### Ⅲ. 換金について

物品の販売又は役務の提供などの取引において商品券を受け取った取扱店は、換金を申し出ることができ、その方法については以下（１）～（４）によることとします。

- ① 取扱店は、専用封筒（又は専用のダンボール）に商品券を同封し、指定の場所へ郵送またはゆうパックにて発送して下さい。
- ② 振込手数料等は掛かりません。
- ③ 換金請求期間は、2019年10月1日（火）～2020年3月31日（火）までとします。この期間を過ぎたからの受付には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをして下さい。
- ④ 商品券の換金はOCRによる読取結果を正とし、入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限って受付いたします。2週間を過ぎたからの異議お申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。
- ⑤ 換金請求日に応じて振込設定日に指定口座へ支払われます。

| 指定場所への到着日                | 入金予定日           |
|--------------------------|-----------------|
| 2019年10月1日（火）～10月15日（火）  | 2019年11月8日（金）頃  |
| 2019年10月16日（水）～10月31日（木） | 2019年11月26日（火）頃 |
| 2019年11月1日（金）～11月15日（金）  | 2019年12月10日（火）頃 |
| 2019年11月16日（土）～11月30日（土） | 2019年12月24日（火）頃 |
| 2019年12月1日（日）～12月15日（日）  | 2020年1月10日（金）頃  |
| 2019年12月16日（月）～12月31日（火） | 2020年1月29日（水）頃  |
| 2020年1月1日（水）～1月15日（水）    | 2020年2月7日（金）頃   |
| 2020年1月16日（木）～1月31日（金）   | 2020年2月27日（木）頃  |
| 2020年2月1日（土）～2月15日（土）    | 2020年3月11日（水）頃  |
| 2020年2月16日（日）～2月29日（土）   | 2020年3月25日（水）頃  |
| 2020年3月1日（日）～3月15日（日）    | 2020年4月6日（月）頃   |
| 2020年3月16日（月）～3月31日（火）   | 2020年4月22日（水）頃  |

※上記日程は予定の為、変更となる可能性があります。最終スケジュールにつきましては、後日配布いたします「取扱店向けマニュアル」にて必ずご確認ください。また、利

用が集中した場合は、精算が1サイクル遅れることがございます。予めご了承ください。  
 商品券持込みについて、上記換金請求日（2020年3月31日）を過ぎますと、一切換金できませんのでご注意ください。

⑥ 換金方法（イメージ案）

## 換金手順

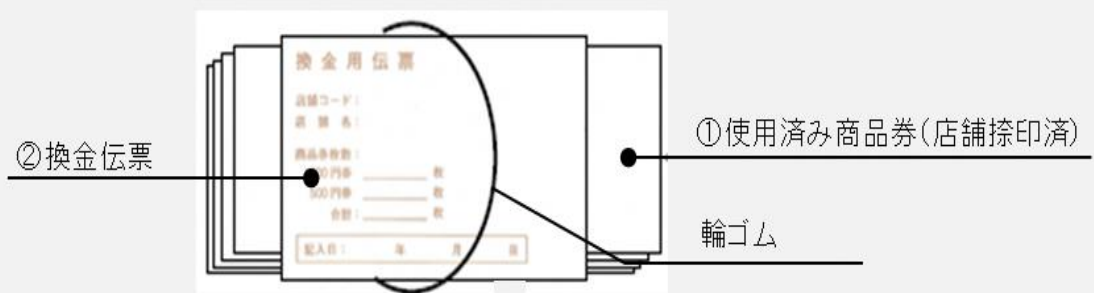
① 使用済み商品券の半券(利用可能店舗控え)を切り取ってください。



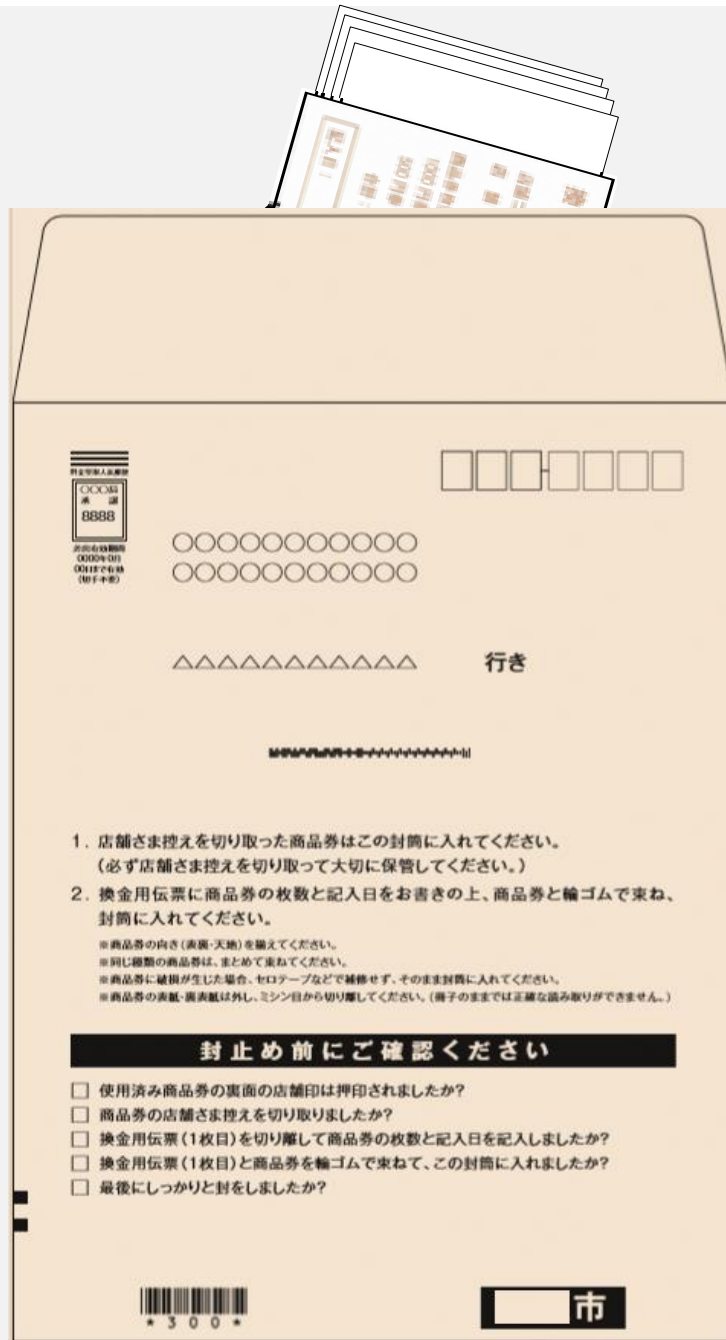
② 換金用伝票を切り離して、必要事項を記入してください。

|                         |                                  |
|-------------------------|----------------------------------|
| 換金用伝票                   |                                  |
| 自治体名: 東京都               |                                  |
| 店舗コード: 0000000000000000 | 貴店のコードNo、店舗名が予め印字(または手書き)されています。 |
| 店舗名: _____              |                                  |
| 商品券枚数:                  |                                  |
| 1000円券 _____ 枚          | 店舗さまにて、換金される商品券の枚数を正確に記入してください。  |
| 500円券 _____ 枚           |                                  |
| 合計: _____ 枚             |                                  |
| 記入日: 年 月                | 記入日をご記入ください。                     |

③ ①で店舗印を確認した使用済み商品券を②の換金伝票を表紙にして輪ゴムで束ねてください。







1. 店舗さま控えを切り取った商品券はこの封筒に入れてください。  
(必ず店舗さま控えを切り取って大切に保管してください。)
2. 換金用伝票に商品券の枚数と記入日をお書きの上、商品券と輪ゴムで束ね、封筒に入れてください。

指定の場所へ郵便にて発送して下さい。(郵便代は受取人払いです)

※詳細は後日送付します「取扱店向けマニュアル」をご参照下さい。





《応募先・問合せ先（取扱店登録に関すること）》

草加商工会議所

〒340-0016 草加市中央2-16-10

電話：048-928-8111 FAX：048-928-8125

Mail：2019-ps@cci.sokacity.or.jp

《問合せ先（販促物・換金に関すること）》

株式会社JTB 埼玉南支店

電話：048-227-2503 FAX：048-227-2567

営業時間：土日祝日を除く平日9:30～17:30

Mail：soka-premium@jtb.com